

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 告示	四六
○ 地方公務員法により分限処分をした件	四六
○ 県営土地改良事業計画を変更した件	四六
○ 保安林の指定をする予定である旨通知があった件三件	四六
○ 道路の区域を変更する件	四六
○ 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件十四件	四六
○ 公告	四六
○ 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	四六
○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	四六
○ 土地改良区の清算人が就任した旨届出があった件	四六
○ 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	四六
○ 一般競争入札を行う件	四六
○ 落札者を決定した件	四六
○ 福島県教育委員会	四六
○ 行政不服審査法により公示送達する件	四六

告 示

福島県告示第五百九十三号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第一項の規定により、平成二十六年九月三十日次のとおり分限処分をした。

平成二十六年十月三日

- 一 被処分者
身分名 福島県職員
現勤務所 ハイテクプラザいわき技術支援センター

福島県知事 佐藤雄平

氏 名 宇津木 隆宏

二 処分の内容

地方公務員法第二十八条第一項第三号の規定により分限処分として免職する。

三 その他

この分限処分の効力が発生した場合において支払うこととなる退職手当（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十条第一項の規定による給付を含む。）は、福島県方法務局（福島市霞町一番四十六号）に供託する。

（人事課）

福島県告示第五百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、とうわ東地区に係る県営中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月三日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年十月六日から（二十二日間）
同 年十月二十七日まで

三 縦覧の場所

二本松市役所

（農村計画課）

福島県告示第五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年十月三日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡南会津町和泉田字不動沢一三六、三三二、字界ノ沢二八四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十六年十月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
白河市表郷金山字大石沢五
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十六年十月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
南会津郡南会津町塩ノ原二四〇から一二四四まで、字細窪一五四四の一から一五四四の七まで、一六八七の一、一六九〇から一七〇四まで、字呼沢一六八五
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十六年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十六年十月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二九四号	郡山市湖南町三代字掛 上り三二七四番地先か ら	変更前	九・二 一四・〇	三〇〇・〇
	同 市湖南町三代字窪 小谷三二一三番二地先 まで	変更後	一三・四 七一・〇	三〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百九十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年七月二十五日次のとおり指定した。
 平成二十六年十月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 会津総合開発 喜多方市字大谷地 平成二六年一〇月一日から
 及び所在地 喜多方自動車教習所

株式会社 八〇一四番地の二 平成三十二年九月三〇日まで 喜多方市字大谷地八

〇一四番地の二 (出納総務課)

福島県告示第六百号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年七月二十九日次のとおり指定した。平成二十六年十月三日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤 雄 平 売りさばき所の名称 及び所在地

有限会社二瓶 河沼郡会津坂下町 平成二六年一〇月一日から 有限会社二瓶商店 有商店 字沼田甲一八五七 平成三二年九月三〇日まで 河沼郡会津坂下町字 沼田甲一八五七番地 (出納総務課)

福島県告示第六百一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年七月三十日次のとおり指定した。平成二十六年十月三日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤 雄 平 売りさばき所の名称 及び所在地

吉田 勝昭 須賀川市宮先町五 平成二六年一〇月一日から 須賀川市宮先町五 五番地 平成三二年九月三〇日まで 須賀川市宮先町五 番地 (出納総務課)

福島県告示第六百二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年八月六日次のとおり指定した。平成二十六年十月三日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤 雄 平 売りさばき所の名称 及び所在地

福島県田村地 田村郡三春町大字 平成二六年一〇月一日から 福島県田村地区交通 区交通安全協 熊耳字下荒井一九 平成三二年九月三〇日まで 安全協会 田村郡三春町大字熊 耳字下荒井一九四番 田 勝壽

武田 公志 田村市大越町下大 同 越字川向一七六番 地

地 武田商店 田村市大越町下大越 字川向一七六番地 福島県庁消費組合郡 山合庁売店 郡山市麓山二丁目一 番一号 (出納総務課)

福島県庁消費 組合 組合長 七五号 鈴木 正晃

福島県告示第六百三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年八月七日次のとおり指定した。平成二十六年十月三日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤 雄 平 売りさばき所の名称 及び所在地

志賀 安紀 いわき市平薄磯字 平成二六年一〇月一日から 中街二四番地 平成三二年九月三〇日まで いわき市平沼ノ内諏 訪原二丁目五番地の 八

工藤 達夫 いわき市常磐上湯 同 長谷町五反田五〇 番地

阿部 廣 いわき市植田町中 同 央一丁目十番地の 一

梅川 秀明 いわき市江名字 同 北町二八番地

合資会社水野 いわき市植田町中 同 書店 央三丁目二番地の 三

福島県告示第六百四号

合資会社水野 書店 同 央三丁目二番地の 三

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年八月八日次のとおり指定した。
平成二十六年十月三日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 佐藤 雄 平

舟木 道夫 南会津郡南会津町 平成二六年一〇月一日から
永田字大道上三二 平成二二年九月三〇日まで
三番地 南会津郡南会津町田
鳥字後原甲三五二六
番地一
(出納総務課)

福島県告示第六百五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年八月十八日次のとおり指定した。
平成二十六年十月三日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 佐藤 雄 平

新国 卓 南会津郡只見町大 平成二六年一〇月一日から
字只見字沖一四一 平成二二年九月三〇日まで
四番地 南会津郡只見町大
字只見字沖一四一四番
地
有 限 会 社 南会津郡南会津町 同
カ ー ・ フ ー ズ 山 口 字 村 上 一 一 四
コ ハ マ 六 番 地 一
地一
(出納総務課)

福島県告示第六百六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年八月十八日次のとおり指定した。
平成二十六年十月三日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 佐藤 雄 平

会津みなみ農 南会津郡南会津町 平成二六年一〇月一日から
業協同組合 田島字行司七六番 平成二二年九月三〇日まで
地 組合本店
南会津郡南会津町田
島字行司七六番地
酒井 陽子 大沼郡会津美里町 同
立石田字古宮前甲 酒井商店
大沼郡会津美里町立

三五一番地

石田字古宮前甲三五
一番地
(出納総務課)

福島県告示第六百七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年八月十九日次のとおり指定した。
平成二十六年十月三日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 佐藤 雄 平

有限会社タカ 郡山市小原田三丁 平成二六年一〇月一日から
目一番六号 平成二二年九月三〇日まで
郡山市小原田三丁目
目一番六号
行政書士法人 郡山市八山田五丁目 同
新田事務所 目三七二番地
事務所
郡山市八山田五丁目
三七二番地
有限会社コンビニエ
ント緑川
石川郡浅川町大字浅
川字背戸谷地一一二
番地一三
(出納総務課)

福島県告示第六百八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年八月二十一日次のとおり指定した。
平成二十六年十月三日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 佐藤 雄 平

相馬地区交通 相馬市中野字寺前 平成二六年一〇月一日から
安全協会 会 二〇三番地の一 平成二二年九月三〇日まで
長 林 成徳 〇三番地の一
(出納総務課)

福島県告示第六百九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年九月三日次のとおり指定した。
平成二十六年十月三日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤 雄 平
売りさばき所の所在地

黒沢 秀一 相馬郡新地町谷地 平成二六年一〇月一日から
小屋字萩崎一番地 平成二二年九月三〇日まで
相馬郡新地町谷地小
屋字萩崎一番地
(出納総務課)

福島県告示第六百十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年九月九日次のとおり指定した。
平成二十六年十月三日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤 雄 平
売りさばき所の名称
及び所在地

青砥 重子 東白川郡塙町大字 平成二六年一〇月一日から
塙町一丁目二 平成二二年九月三〇日まで
東白川郡塙町大字
塙町一丁目二番地二
東白川郡塙町大字
地二
石井商店

石井 常一 東白川郡塙町大字 同
塙町代官町四番地二
東白川郡塙町大字
塙町代官町四番地二
東白川郡塙町大字
地二

棚倉地区交通 東白川郡棚倉町大 同
安全協会 会 字流字森ノ内五九
長 森 正紀 番地一
東白川郡棚倉町大字
流字森ノ内五九番地
一

近藤 正 東白川郡棚倉町大 同
字棚倉字中居野一
七九番地五
株式会社東白堂
東白川郡棚倉町大字
棚倉字中居野一七九
番地五
(出納総務課)

福島県告示第六百一十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年九月十二日次のとおり指定した。
平成二十六年十月三日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤 雄 平
売りさばき所の名称

諏訪 良子 本宮市本宮字中條 平成二六年一〇月一日から
二〇番地 平成二二年九月三〇日まで

有限会社木村 伊達市保原町字六 同
書店 丁目二番地
有限会社木村書店
伊達市保原町字六丁
目二番地

株式会社岡商 二本松市亀谷二丁目 同
目二一一番地一
株式会社岡商店
二本松市亀谷二丁目
二一一番地一

株式会社北部 伊達市原島九五番 同
日本自動車学 地
東亜自動車学校
福島市松川町浅川字
御荷ヶ沢五番地
アサヒ写真館
福島市天神町三番一
〇号

鈴木 敏雄 福島市天神町三番 同
一〇号
福島市天神町三番一
〇号

齋藤 誠 福島市南向台二丁目 同
目三番一〇号
福島市栄町一一番二
五号
福島市生活協同組
合
福島市金谷川一番地

福島大学生活 福島市金谷川一番 同
協同組合 地
合
福島市金谷川一番地

表理事 佐藤 洋志
(出納総務課)

福島県告示第六百一十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年九月十二日次のとおり指定した。
平成二十六年十月三日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤 雄 平
売りさばき所の所在地

福島県猟友会 伊達市霊山町中川 平成二六年一〇月一日から
保原支部 支 字前神一〇番地の 平成二二年九月三〇日まで
部長 菅野 二 館一番地
伊達市霊山町中川字
館一番地
(出納総務課)

及び所在地

秋田屋 本宮市本宮字中條二

〇番地

有限会社木村書店

伊達市保原町字六丁

目二番地

株式会社岡商店

二本松市亀谷二丁目

二一一番地一

東亜自動車学校

福島市松川町浅川字

御荷ヶ沢五番地

アサヒ写真館

福島市天神町三番一

〇号

ピコ・マルミツ

福島市栄町一一番二

五号

福島市生活協同組

合

福島市金谷川一番地

公 告

公告第二百八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年十月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月八日

二 名称

NPO法人ふくしまGreenSpace

三 代表者の氏名

杉浦 美穂

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市花園町二番地三十八号

五 定款に記載された目的

この法人は、福島市・伊達市とその近隣の地域住民に対して、身近で触れることが可能な範囲の緑地の放射能汚染に関する情報の発信と、住民が植物に親しむことができる緑地環境を推進する事業を行い、住民、特に子どもが安心して植物に触れ、収穫物を食することができる緑地環境の普及に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年十月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月十六日

二 名称

特定非営利活動法人NPO西会津ローカルフレンズ

三 代表者の氏名

三瓶 たか

四 主たる事務所の所在地

福島県耶麻郡西会津町奥川大字高陽根字湯殿ノ上二千七百五十二番地

五 定款に記載された目的

この法人は、西会津を愛する者達により、中山間地域に位置する西会津地域の農山村コミュニティ再生・活性化等に関する事業を行い、組織、人材の育成を通して、都

市と農山村の交流人口の拡大を図り、地域振興に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出があった。

平成二十六年十月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
南郷土地改良区

就任した清算人

役別 氏名

清算人 目黒 英宏

同 渡部 堅也

同 邊見 喜芳

同 酒井 陽臣

同 星 昭一

同 平野 保

同 五十嵐 信正

同 目黒 義英

同 土橋 正幸

住所

南会津郡南会津町和泉田字福田二〇三七番地一

同 郡同 町富山字下居平二五七番地一

同 郡同 町片貝字石田四三二番地

同 郡同 町大新田字上村二四六番地一

同 郡同 町木伏字水根沢前四七九番地一

同 郡同 町東字居平五六七番地

同 郡同 町和泉田字久保田二四四九番地一

同 郡同 町和泉田字福田二〇四三番地二

同 郡同 町木伏字西居平一〇五一番地

(農村計画課)

公告第二百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十六年十月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
矢吹土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 野崎 吉郎

同 加藤 幸一

同 井戸沼 三美

同 岡谷 一郎

同 岡崎 邦夫

同 吉田 常吉

住所

西白河郡矢吹町新町一六九番地

同 郡中島村大字川原田字下町九三番地

同 郡矢吹町松倉三四二番地

同 郡同 町根宿六九二番地

同 郡同 町中畑二九七番地

同 郡同 町平鉢一一二番地

福島県出納局入札用度課

電話 024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成26年10月17日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成26年11月17日（月）午前10時30分 福島県出納局入札用度課（郵送により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成26年11月14日（金）午後5時までまでに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Person image automatic extraction system 10sets
- (2) Time-limit of tender (by hand) : 10:30 a.m., 17 November 2014
- (3) Time-limit of tender (by mail) : 5:00 p.m., 14 November 2014
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第285号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年10月3日

福島県知事 佐藤 雄平

1 落札に係る物品等の名称及び数量

非破壊式放射能測定器Ⅱ 42式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日

平成26年9月19日

- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社東栄科学産業 仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額
99,792,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年8月8日

(入札用度課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第六号

行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十八条で準用する同法第四十二条第二項ただし書及び第三項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

平成二十六年十月三日

福島県教育委員会

一 送達を受けるべき者の氏名

異議申立人 吉見 理

二 公示事項

平成二十四年二月二十日付けで一に掲げる異議申立人が提起した公文書一部開示決定処分及び公文書不開示決定処分に係る不服についての異議申立に対し処分を決定した。決定書の謄本は、その送達を受けるべき者に送付することができないため、福島県教育庁高校教育課において保管してあるので、出頭の上これを受領されたい。

(高校教育課)